

東海北陸厚生局名義の使用の許可等に関する取扱要領

講演会、講習会、展示会、普及啓発運動その他の行事（以下「行事」という。）及び映画、図書等に係る東海北陸厚生局名義の使用の許可及びこれに伴う東海北陸厚生局長賞の交付の許可については、この要領の定めるところによる。

第1 東海北陸厚生局名義の使用の許可

1 用語の定義等

- (1) この要領において、行事には、大会、博覧会、講演会、シンポジウム、フォーラム、コンクール、チャリティーショー、講習会、研修会、研究会、学会等を含むものとする。
- (2) この要領において、映画、図書等には、絵画、テレビ、ラジオ番組、動画、スライド、芝居、彫刻、楽譜、作文、小説、論文等を含むものとする。

2 基準

東海北陸厚生局名義は、次のいずれかに該当するもの（厚生労働省名義の使用を許可されているもの又は許可される見込があるものを除く。）として局長の許可を受けなければ、使用することができない。

(1) 後援

後援の対象は、次のいずれかに該当する行事のうち、その趣旨に賛同して積極的に援助する価値があるものとする。

ア 国の行政機関（各府省庁の施設等機関及び地方支分部局を含む。）、管内の6県（以下「県」という。）、指定都市若しくは中核市が主催する行事

イ 独立行政法人、国立大学法人又は特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第8号の適用を受けるものをいう。）が主催する行事

ウ 次に掲げる法人が主催する行事

(ア) 厚生労働省が所管する認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

(イ) 内閣総理大臣が認定した公益社団法人又は公益財団法人

(ウ) 厚生労働大臣が認可した社会福祉法人又は医療法人

(エ) (ア) から (ウ) までに掲げるもののほか、厚生労働省が所管する法律に関係した全国的な組織又はそれに準ずる組織を持つ公共的性格を有する法人

エ 市町村（指定都市及び中核市を除く。以下同じ。）が主催する行事であって、先駆的かつモデル的なもの

オ 報道機関その他の民間団体が主催する行事であって、管内の2以上の県の区域にわたって行われるもの又は指定都市が所在する県において行われるもの

(2) 企画

企画の対象は、東海北陸厚生局が企画、編集、制作等に直接関与（少なくとも主管課の課（室）長以上の指導監督によるものをいう。）して作成された映画、図書等のうち、次のいずれにも該当するものとする。

ア 厚生労働行政の推進に著しく寄与すると認められること。

イ 広く国民一般を対象にすること。

ウ 営利を主たる目的としないこと。

エ 特定の会社、商品等の宣伝が顕著でないこと。

(3) 監修

監修の対象は、東海北陸厚生局が企画、編集、制作等に対する指導及び監督（少なくとも主管課の課（室）長以上の指導監督によるものをいう。）を行って作成された映画、図書等のうち、（2）のアからエまでのいずれにも該当するもの（企画の対象となるものを除く。）とする。

(4) 推薦

推薦の対象は、映画、図書等のうち、（2）のアからエまでのいずれにも該当するもの（企画又は監修の対象となるものを除く。）とする。

3 申請手続

行事を主催する者又は映画、図書等を作成する者（以下「主催者等」という。）は、東海北陸厚生局名義の使用を開始する期日の遅くとも1月前までに、次に掲げる書類を東海北陸厚生局内の課（以下「主管課」という。）に提出しなければならない。東海北陸厚生局名義の使用の許可に係る事項を変更しようとする場合も、同様とする。

なお、複数の者が共同で行事を開催する場合又は映画、図書等を作成する場合において、その代表者が（1）イ（ア）及び（イ）の書類を提出した場合には、その他の主催者はこれを省略できることとし、（1）アの書類については連名で提出させることとする。

(1) 行事

ア 申請書（様式1）

イ 添付資料

（ア）事業計画書（様式2）

（イ）収支予算書（様式3）

（ウ）主催者等が市町村であるときは、当該市町村が所在する県の推薦文

（エ）主催者等が民間団体であるときは、定款又は寄附行為及び役員名簿

（オ）その他参考となる資料

(2) 映画、図書等

ア 申請書（様式4又は様式5）

イ 添付資料

(ア) 映画、図書等の見本

(イ) 収支予算書（様式3）

(ウ) 主催者等が市町村であるときは、当該市町村が所在する県の推薦文

(エ) 主催者等が民間団体であるときは、定款又は寄附行為及び役員名簿

(オ) その他参考となる資料

4 許可手続

(1) 東海北陸厚生局の主管課は、必要な審査を行った上で、局長の決裁を受けるものとする。

(2) 主管課は、(1)の決裁を受けたときに、報告書（様式6）を総務課に提出するとともに、許可書（様式7）を主催者等に交付するものとする。

なお、申請書（様式1）が連名で提出された場合は申請者の筆頭の者に対して許可書を交付するものとする。

5 指導及び監督

(1) 主催者等は、事業報告書及び収支決算書を東海北陸厚生局の主管課に提出しなければならない。

(2) 東海北陸厚生局の主管課は、主催者等の行為が東海北陸厚生局名義の使用の許可の趣旨に反すると認めるときは、主催者等に対し、その是正を勧告することができる。

(3) 東海北陸厚生局の主管課は、主催者等が(2)の勧告に従わないときは、東海北陸厚生局名義の使用の許可を取り消すことができる。

第2 東海北陸厚生局名義の使用の許可に伴う東海北陸厚生局長賞の交付の許可

1 基準

東海北陸厚生局長賞は、次のいずれにも該当するものとして局長の許可を受けなければ、交付することができない。

(1) 厚生労働行政の推進に著しく寄与すると認められるものであること。

(2) 後援に係る東海北陸厚生局名義の使用の許可を受けた行事等の一環として行われるものであること。

(3) 一県以上の区域を対象とするものであること。

2 準用

第1の3から5までは、東海北陸厚生局長賞の交付について準用する。

附 則 本要領は、平成13年8月1日より施行する。

附 則 本要領は、平成16年4月1日より施行する。

附 則 本要領は、平成20年10月1日より施行する。

附 則 本要領は、平成29年9月15日より施行する。

附 則 本要領は、令和6年6月1日より施行する。

(別 紙)

第1 申請等の取扱関係

1 共通事項

- (1) 「東海北陸厚生局名義の使用の許可等に関する取扱要領」(以下「取扱要領」という。)の第1の2の(1)の中でいう「積極的に援助する価値のあるもの」については、東海北陸厚生局の間接又は直接の助言又は指導(係官の派遣指導、資料又は場所の提供等)が行われるものなど、厚生労働行政に有益な行事と認められること。
- (2) 取扱要領の第1の2の(3)については、特に例外的に取り扱うものとしているが、主催者等より使用の申し出があった場合、主管課は総務課に協議を行うこと。

2 地方公共団体に関する事項

取扱要領の第1の2の(1)のエでいう「先駆的かつモデル的なもの」とは、厚生労働行政の施策において、先進的な事例又は他の地方公共団体に対して模範となるような内容で、具体的な事例として、次のいずれかに該当する場合とすること。

- (1) 県の区域内の他の地方公共団体の施策として、取り扱っている事例が少ない場合又は厚生労働行政の推進に特に効果的と認められる場合。
- (2) 全国的にPRが行われている場合又は県の区域以上へ厚生労働行政の推進普及、啓発を行うことが見込まれる場合。
- (3) その他当該県の厚生労働行政の施策にとって、実施することが特に必要と思われる場合。

3 地方自治体以外の団体に対する事項

- (1) 県知事が認定した公益社団法人及び公益財団法人、一般社団法人及び一般財団法人並びに特定非営利活動法人は、取扱要領の第1の2の(1)のオでいう「その他の民間団体」に含まれる。
- (2) 取扱要領の第1の2の(1)のオでいう「2以上の県の区域にわたって行われるもの」とは、行事の開催場所の規模、参加人員又は出展展示物等が2以上の県の区域で実施されること。

なお、行事をオンライン開催する場合又はオンラインで同時配信する場合は、その配信対象も「参加人員」に含めることができること。

4 その他の留意事項

取扱要領の第1の2(1)～(4)の許可申請の中で、次のいずれにも該当する場合は「継続案件」とすること。

ただし、「継続案件」の場合であっても、行事及び団体に東海北陸厚生局名義の使用を許可することが適当か否かについて十分な審査を行うこと。

- (1) 東海北陸厚生局名義使用の許可等が当該年度、前年度又は前々年度に1回以上行った実績がある場合
- (2) 前回許可したときと同じ主催者等及び同様の趣旨の実施内容の場合
- (3) 前回許可したときと同じ名義の申請の場合

なお、厚生労働省所管の独立行政法人又は取扱要領第1の2の(1)のオに掲げる法人から申請のあった継続案件の手続きにおいては、取扱要領の第1の3の(1)のイにある添付書類のうち(エ)について省略しても差し支えないこと。ただし、従前に比べ定款等の記載内容又は役員が大幅に変更した場合は除く。

第2 内部審査及び許可手続等関係

1 内部審査に関する事項

- (1) 審査の際、内容が複数の主管課の施策に及ぶと思われる場合、総務課長は担当主管課を指定することができること。また、担当主管課は必要に応じその内容が適切かを関係主管課に照会、確認等を行うこと。
- (2) 映画等映像物の審査は、シナリオのみならず試写会等により内容の確認を行うこと。
- (3) 図書等出版物の審査は、未定稿の段階ではなく最終版の見本により内容の確認を行うこと。
- (4) 主催者等が民間団体の場合は、必要に応じ事業報告、予算書等の資料を別途取り寄せるなどして、当該団体の設立の経緯及び趣旨並びに活動の目的、内容及び実態を確認し、当該団体に東海北陸厚生局名義の使用を許可することが適当か否かについての判断を明記すること。また、主催者が複数の場合はそのそれぞれについて判断すること。

なお、当該資料は決裁に添付すること。

- (5) 審査を行う場合、取扱要領の第1の2により適当と認められるものの他、次に掲げる事項に適合すること。

ア 行事

- (ア) 厚生労働行政の施策との関連について、具体的に確認できるもの。
- (イ) 講演等を行うメンバー、テーマ及び内容が適切なもの。特に、登壇者や発言者等が2人以上いる場合、その性別に偏りが無いよう努められているものであること。
- (ウ) 展示物が趣旨に対して適切なもの。
(展示物について確認できる資料を決裁に添付すること。)
- (エ) 入場料等料金を徴収する場合には、料金の価格及び料金収入の運用方法が適切なもの。

- (オ) 政治活動又は宗教活動に利用される恐れがないもの。
- (カ) ポスター・パンフレット等を使って広告活動が行われる場合、誇大広告等不適当な実施内容が含まれないもの。
(広告活動について確認できる資料を決裁に添付すること。)
- (キ) 厚生労働省の補助事業ではないもの。
- (ク) 原則、日本国内の行事であること。海外での行事の場合は以下の条件をすべて満たすこと。
 - a 主催者の所在地が日本国内であること。
 - b 主管課は申請のとおり、実地で行事が行われていることを確認できること。
 - c 提出書類は日本語に訳されたものであること。
- (ケ) 過去5年以内に後援名義の不正使用及び虚偽の申請が認められた団体からの申請ではないこと。

イ 映画、図書等

(ア) 内容について

- a 厚生労働行政の施策について、国民への周知又は理解が促進されるようなもの。特に、発育期にある児童を対象とした映画、図書等については、児童文化の立場から有益なもの。
- b 厚生労働行政に対し、偏った理解及び誤解を与えないもの。
- c 商業的又は政治的な宣伝意図が顕著ではないもの。特に医薬品、医療用具又は化粧品に関しては、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第66条（誇大広告等）の規定に違反しないもの。
- d 社会通念上、好ましくないと認められないもの。

(イ) 表現等について

- a 趣旨及び内容で意図しているものが、率直に表現されているもの。
- b 表現及び用語ができるだけ平易で、かつ理解できるもの。
- c 不適切な表現及び用語が使用されていないもの。
- d 画像が鮮明なもの。
- e 色彩が適切なもの。
- f 画面に比し、解説に頼りすぎしていないもの。
- g 解説と画面との対応が適切なもの。
- h 音声が適切なもの。
- i 図書等出版物の紙質、装丁及び印刷状態が適切なもの。

(ウ) その他

- a 上映、販売等を行う場合は、その料金、定価等が適切な額と認められるもの。

- b ポスター、パンフレット等広告活動が行われる場合、誇大広告等不適当な実施内容が含まれていないもの。
- c 過去5年以内に企画、監修、推薦名義の不正使用及び虚偽の申請が認められた団体からの申請ではないこと。

(6) 行事の内容が、直接取扱要領の第1の2に適合しないが、その内容の全部又は一部が次のいずれかに該当する場合は、東海北陸厚生局名義使用の許可をしても差し支えないこと。

- ア 出展参加者の全部又は一部が高齢者、障害者、児童等であって、これらの対象者の福祉増進に寄与すると認められる場合。
- イ 入場料を取得して開催する行事又は展示物を販売する行事については、その純益を社会福祉施設等へ寄付することとしている場合。
- ウ 高齢者、障害者、児童等の入場料に要する費用を無料としている場合。
- エ 行事の終了後、展示物を社会福祉施設等へ寄贈することとしている場合。

2 許可手続等に関する事項

名義使用を許可する際、その使用上の条件及び注意等を必要とするものについては、許可書にその旨を付記すること。

3 許可後の監督指導に関する事項

次の事項のいずれかに該当する事実が生じた場合は、取扱要領の第1の5の(2)及び(3)に従い取り扱うこと。

- (1) 申請の趣旨から大きく逸脱するような内容の変更があった場合。
- (2) 許可書に付記された使用上の条件及び注意等に違反した場合。
- (3) 著しく誇大な広告又は宣伝等に利用された場合。
- (4) 映画、図書等について、他の作品と組み合わせて興業又は販売等がされた時に著しく誤解を招くと思われる場合又は他の作品自体が社会通念上好ましくないものと思われる場合。

4 その他の留意事項

内部審査における審査項目は別添を参考とすること。